



「令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪に関する 特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪に関する特別相談窓口」を、2025年2月25日(火)、新潟県の全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
新潟支店	新潟県新潟市中央区東大通2-4-4	025-255-5111
長岡支店	新潟県長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 (据 置 期 間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。